

## 第5章 計画推進のために

### 1 都民の役割

がん患者を含めた都民は、がん対策の単なる受け手ではなく、がんの予防、検診の受診、医療従事者と協力しての治療の実施などについて、主体的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。また、ボランティア活動や施策提言などについても期待されます。

### 2 医療機関等の役割

#### (1) 検診実施機関

質の高い検診を提供できるよう、有効性の評価された検診方法の導入に努めるとともに、適切に撮影や読影、検査等ができる医師、技師等の確保や精密検査結果の把握をはじめとした、がん検診の精度向上に努めます。

また、都民に対し、健康的な食生活や身体活動などの生活習慣の必要性等について、多様な広報媒体を活用して広く普及することに努めます。

#### (2) 医療機関

##### ①都道府県がん診療連携拠点病院

東京都のがん医療の中心的な役割を担い、自らも高度な専門医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院等への専門研修などの実施により、都内のがん医療水準の向上に努めます。

##### ②地域がん診療連携拠点病院

地域のがん医療の中心的な役割を担い、自ら専門的ながん医療を提供するとともに、地域連携の構築や医療従事者への研修などの実施により、地域のがん医療水準の向上に努めます。

##### ③東京都認定がん診療病院

専門的ながん医療を提供するとともに、相談支援センターの設置や院内がん登録の実施に取り組みます。また、拠点病院を中心とした地域における連携体制の構築に協力します。

#### ④その他医療機関

自らががん医療を提供するとともに拠点病院等と連携し、切れ目のないがん医療の提供に努めます。また、都民に対し健康的な生活習慣の必要性等の普及や検診受診の勧奨をするなどの取組も期待されます。

### (3) 保健医療関係団体

医師会、薬剤師会、看護協会等の保健医療関係団体は、その専門性を活かした都民への働きかけや技術・情報の提供などに努めます。

### (4) 事業者、健康保険組合等

その実情に合わせて、がんの予防のための生活習慣の改善やがん検診の重要性を認識します。また、従業員の生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に努めます。

## 3 行政の役割

### (1) 東京都

東京都がん対策推進計画に基づき、国、区市町村、都民、医療機関、検診実施機関、関係団体などと連携を図りつつ、がんの予防と早期発見の推進、がん医療体制の整備、がんに関する情報提供や普及啓発など都におけるがん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。この計画に基づく取組の着実な実施に向け、福祉・健康安心基金<sup>1</sup>も活用します。

また、計画公表後も引き続き、がん対策の推進にあたって出来るだけ都民の声を反映するように努めるとともに、事業の達成状況の評価を行うなど計画の進行管理も行います。

### (2) 区市町村

都民のがんの予防を推進するため、生活習慣改善の取り組みや精度の高いがん検診を実施するとともに、がん検診受診の促進に向けた普及啓発やがん予防対策推進計画の策定等により、受診率の向上に努めます。

<sup>1</sup> 福祉・健康安心基金：子育てや老後、がんなど健康に対する都民の不安を解消するため、平成19年度に創設した基金。